

下記の使用許諾契約書（以下本契約といえます）は、NAVITEC社製の介護保険関連ソフトウェア（保守サービスの一環として提供されるバージョンアップ用ソフトウェアを含みます。以下、総称して「本ソフトウェア」といいます。）の使用に関するお客様と株式会社ナビテックとの間の契約です。年間利用料金をお支払いいただくことによって、お客様は本契約の全てに同意されたこととなります。

## 介護保険関連ソフトウェア使用許諾契約書

### 第1条 使用権の許諾

株式会社ナビテックは、本契約記載の条件に従い、本ソフトウェアに関し、お客様が自己所有するクライアントハードウェア（お客様が自己使用するリース物件またはレンタル物件を含みます）における介護保険業務支援を目的とした下記の非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利を、所定の年間利用料金の支払いを受けることによってお客様に対して許諾します。

1. 本ソフトウェアのサポートID（以下「サポートID」といいます）1件につき本ソフトウェアの1コピーを、1オペレーティングシステムにインストールし、当該オペレーティングシステムが稼動するクライアントハードウェア上で使用する権利。サーバーハードウェアへインストールする場合は別途契約が必要となります。
2. 本ソフトウェアの保存のみを目的として、1コピーに限り本ソフトウェアのバックアップコピーを作成する権利。

### 第2条 著作権等

1. 本ソフトウェアおよびマニュアル等本ソフトウェアに関連する一切のドキュメント（以下総称して「ドキュメント」といいます）に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権は株式会社ナビテックへ独占的に帰属します。
2. お客様は、株式会社ナビテックの事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェア、ドキュメントおよびサポートIDを第三者へ賃貸、貸与、販売または譲渡できないものとし、かつ、本ソフトウェア、ドキュメントおよびサポートIDに担保権を設定することはできないものとします。加えてお客様は、株式会社ナビテックからの書面による事前の承諾を得ることなく、お客様の顧客サービス（有償、無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一環として本ソフトウェアおよびサポートIDを使用することはできないものとします。
3. お客様は本ソフトウェアにつき、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできないものとします。お客様の改造に起因して本ソフトウェアに何らかの障害が生じた場合、株式会社ナビテックは当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。

### 第3条 保証および責任の限定

1. 株式会社ナビテックは、本ソフトウェア、ドキュメントまたは第4条に定義される保守サービスに関して一切の保証を行いません。また株式会社ナビテックは、本ソフトウェアもしくはドキュメントの機能または保守サービスがお客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、本ソフトウェアまたはドキュメントの物理的な紛失、盗難、事故および誤用等に起因するお客様の損害につき一切の保証をいたしません。
2. 第4条2項に記載されるユーザ登録変更の届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、同社からお客様への通知、郵送およびその他の連絡の不達により生じる不利益および損害については、お客様の責任とさせていただきます。
3. お客様が期待する成果を得るためのソフトウェアプログラム（本ソフトウェアを含みますがこれに限られません）の選択、導入、使用および使用結果につきましては、お客様の責任とさせていただきます。本ソフトウェアもしくはドキュメントの使用、保守サービスならびに第4条3項および4項により保守サービスの提供を受けられないことに起因してお客様またはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関して株式会社ナビテックは一切の責任を負いません。
4. 本契約のもとで、理由のいかんを問わず株式会社ナビテックがお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、本契約のもとでお客様が実際に支払われた対価の100%を上限とします。

### 第4条 保守サービス

1. 株式会社ナビテックは、同社が定める手続きに従って、同一名義にて保有する本ソフトウェアの本数分に応じたソフトウェア年間利用契約（以下「年間利用契約」といいます）の更新手続きを完了したお客様に対し、「年間利用申込書」に明記されている期間において株式会社ナビテックWEBページに記載されている「保守サービス」を提供いたします。
2. お客様はサポートID発行時の内容（ソフトウェアの購入申込書の内容）に変更が生じた際には、保有するすべてのサポートIDそれぞれについて株式会社ナビテックに遅滞なく届出を行うものとします。
3. 保守サービスの提供に関する株式会社ナビテックの義務は、本条1項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。また、株式会社ナビテックは、以下のいずれかに該当するお客様に対して保守サービスを提供する義務を負わないものとします。
  - (a)前項所定の変更の届出を行っていないお客様または当該変更の届出に不備があるお客様
  - (b)年間利用契約が有効期間にないお客様
4. 株式会社ナビテックは、以下の場合お客様への事前の通知を行うことなく保守サービスの提供を停止できるものとします。
  - (a) システムの緊急保守を行うとき
  - (b) 火災、停電等の不可抗力および第三者による妨害等により、システムの運用が困難になったとき
  - (c) 天災またはこれに類する事由により、システムの運用が困難になったとき
  - (d) 上記以外の緊急事態により、株式会社ナビテックがシステムを停止する必要があると判断するとき
5. お客様は、年間利用契約の有効期間が終了する日までに株式会社ナビテックが定める手続きに従い、保有する本ソフトウェアそれぞれについてその本数分の契約を更新することによって引き続き保守サービスの提供を受けることが出来ます。なお、契約の更新には保有するすべての本ソフトウェアそれぞれにつきまたその本数分を乗じた年間利用料金が必要となります。
6. 前各項にかかわらず、株式会社ナビテックは、同社が保守を終了した本ソフトウェアについては、お客様に対して保守サービスを提供する義務を負わないものとします。なお、保守サービス終了製品に関しましては、別途保守サービスの一環として配信するWEBページにおいてご案内するほか、電話またはファクス、e-mailを介する問い合わせによってもご確認いただけます。

### 第5条 契約の解除

1. お客様が本契約に違反した場合、株式会社ナビテックは本契約を解除することができます。この場合、お客様は、本ソフトウェア、ドキュメントおよびサポートIDを一切使用することができません。

2. お客様は、本ソフトウェア、ドキュメント、サポートIDおよびそのすべての複製物を破棄することにより本契約を終了させることができます。この場合、本契約のもとでお客様が支払われた一切の対価は返還しません。
3. 本契約が終了するかまたは解除された場合、お客様は、本ソフトウェア、ドキュメント、サポートIDおよびそのすべての複製物を破棄するものとします。

#### 第6条 守秘義務

1. お客様は、(a)本契約記載の内容、および、(b)本契約に関連して知り得た情報（本ソフトウェアのサポートID及びパスワード、保守サービスに関連する電話番号、ファクス番号、メールアドレス、URL、ならびに保守サービスの一環としてコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含みます）につき、株式会社ナビテックの書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ、本契約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとします。ただし、国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合には株式会社ナビテックに対して速やかに事前の通知を行うものとします。
2. 前項にかかわらず、以下各号に定める事項については前項の適用を受けないものとします。
  - (a) 開示を受けた時に既に公知である情報
  - (b) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
  - (c) 開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報
  - (d) 第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報
  - (e) 株式会社ナビテックの機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報
3. 前各項の規定は、本契約が解除、またはその他の事由によって終了したときであってもなおその効力を有することとします。

#### 第7条 個人情報の取り扱いについて

1. お客様は、株式会社ナビテックがお客様に関する以下の個人情報（変更後の情報を含みます。以下「個人情報」といいます）につき必要な保護措置を講じた上で収集、利用し、同社が定める相当な期間保有することに同意します。
  - (a) 氏名、会社名（法人名）、住所、電話番号、メールアドレス等、お客様が第4条1項および2項に基づき届け出た事項
  - (b) 購入製品、ユーザ登録日、契約の更新状況、対価の振込みに関連して開示された情報等、お客様と株式会社ナビテックとの契約にかかわる事項
  - (c) お客様から提出された問い合わせ内容およびアンケートへの回答内容等
2. お客様は、株式会社ナビテックが介護保険業務支援のための製品およびサービスの提供に関する事業において、以下の目的のために個人情報を利用することに同意します。
  - (a) 保守サービスの提供
  - (b) 年間利用契約の更新案内
  - (c) 株式会社ナビテックの製品およびサービスに関する案内
  - (d) 介護保険制度に関する情報の提供
  - (e) アンケート調査ならびにキャンペーン、セミナーおよびイベントに関する案内等のマーケティング活動
  - (f) 株式会社ナビテックの製品またはサービスの開発を目的とした分析および調査ならびにベータテストの依頼に関する通知
3. お客様は、株式会社ナビテックに対し、自己に関する客観的な事実に基づく個人情報に限り、開示するよう請求することができます。なお、開示請求にあたっては、別途株式会社ナビテックが定める手続きが必要となります。開示請求により万一個人情報の内容が不正確または誤りであることが判明した場合、株式会社ナビテックは速やかに当該個人情報の訂正もしくは削除に応じるものとします。
4. 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報については、株式会社ナビテックは開示の義務を負わないものとします。
  - (a) 株式会社ナビテックまたは第三者の営業秘密またはノウハウに属する情報
  - (b) 保有期間を超過し、現に株式会社ナビテックが利用していない情報
  - (c) 個人に対する評価、分類、区分に関する情報
  - (d) 株式会社ナビテック内部の業務に基づき記録される情報であって、これが開示されると業務の適正な実施に著しい支障をきたすおそれがあると同社が判断した情報
5. お客様は、株式会社ナビテックが本条2項に記載される目的のために個人情報を利用することにつき停止の申し出を行うことができるものとし、同社は当該申し出を受けた場合利用停止の措置を講じるものとします。ただし、保守サービスの提供または更新案内等、業務上必要な通知に同封または併記される製品案内、通知等についてはこの限りではありません。
6. お客様は、本契約が終了するかまたは解除された場合であっても、その理由のいかんを問わず本条1項に基づきユーザ登録を行った事実に関する個人情報が株式会社ナビテックにより一定期間利用されることに同意します。

#### 第8条 一般条項

1. 本契約は、本ソフトウェアの使用許諾に関し、本契約の締結以前にお客様と株式会社ナビテックとの間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。なお、株式会社ナビテックは、お客様へ事前の通知を行うことなく本契約の内容、保守サービスの内容およびその他の告知内容を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、従前の本契約の内容、保守サービスの内容および告知内容は無効となり、最新の本契約の内容、保守サービスの内容および告知内容が適用されるものとします。
2. 本契約は、日本国憲法に準拠するものとします。本契約に起因する紛争の解決については、大阪地方裁判所が第一審としての専属的管轄権を有するものとします。

株式会社ナビテック

〒540-0036

大阪市中央区船越町1丁目6番6号レナ天満橋6F

TEL 06-6945-1316

FAX 06-6945-5635